

高知県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和3年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		5.7E-3	1.7E-1	9.6E+0	9.8
64	エトフェンプロックス	1.1E+1	4.4E+0	1.0E+1	8.5E+0	33.8
117	テブコナゾール				1.2E+0	1.2
139	トラロメトリン			1.7E+0	7.8E-1	2.4
140	フェンプロパトリン			1.3E+0		1.3
153	テトラメトリン	9.6E+1	5.4E+0	1.0E+2	4.0E-2	201.2
181	ジクロロベンゼン	2.1E+2	1.2E+2			332.2
225	トリクロルホン		4.4E+0			4.4
251	フェニトロチオン		8.6E+1	1.5E+0		87.1
252	フェンチオン	2.3E+0	3.4E+1	2.3E+0		39.0
256	デカン酸				9.5E-1	1.0
350	ペルメトリン	2.1E+1	2.5E+1	1.4E+1	2.2E+1	82.3
405	ほう素化合物		6.9E-2	2.4E+1	7.9E-1	25.0
427	カルバリル			7.9E+1		79.4
428	フェノプカルブ			8.1E+0	5.7E+1	65.1
457	ジクロールボス	4.1E+1	3.9E+2			426.6
合 計		3.8E+2	6.7E+2	2.4E+2	1.0E+2	1391.6

注)農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注)衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等